

## 福島復興再生特別措置法案に対する修正案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的に係る修正 (第1条関係)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興及び再生が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきものであることを追加すること。

#### 二 基本理念に係る修正 (第2条関係)

基本理念に、次に掲げる事項を追加すること。

- 1 原子力災害からの福島復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として、行われなければならないこと。
- 2 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策は、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、講ぜられなければならないこと。
- 3 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策は、福島の地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならないこと。
- 4 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策が講ぜられるに当たっては、放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響、原子力災害からの福島復興及び再生の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならないこと。

### 第二 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

#### 一 避難解除等区域復興再生計画の内容の追加 (第7条第2項第6号関係)

避難解除等区域復興再生計画の内容に、将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組を追加すること。

#### 二 国が自ら施行することができる工事の対象の追加

(第9条及び第14条関係)

- 1 農林水産大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事であって、福島県の要請に基づいて内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができるものとする。
- 2 主務大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事であって、福島県知事の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができるものとする。

第三 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

一 健康管理調査の内容に関する例示 (第 26 条関係)

福島県が行うことのできる健康管理調査の内容として、子どもに対する甲状腺がんに関する検診を例示すること。

二 健康増進等を図るための施策の支援のための財政上の措置の明示

(第 29 条関係)

健康増進等を図るための施策を支援するための必要な措置として、財政上の措置を明示すること。

三 教職員の配置についての文言の修正

(第 35 条関係)

教育を受ける機会の確保のための施策として掲げている「教職員の適正な配置」の文言を「教職員の配置」に修正すること。

四 「その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置」に係る修正

(第 37 条関係)

その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を「講ずるものとする」に改めること。

第四 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

・ 農林水産業の復興及び再生のための施策に係る修正 (第 53 条関係)

農林水産業の復興及び再生のための施策に、地域資源を活用した取組の推進を追加すること。

第五 福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置の新設

(第 7 章関係)

一 生活の安定を図るための措置

(第 64 条関係)

1 国は、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者(その避難している地域に住所を移転した者を含む。)及び避難指示区域に係る避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、雇用の安定を図るための措置その他の生活の安定を図るため必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、1の措置を講ずるに当たっては、避難指示区域をその区域に含む市町村の地域の個性及び特色の維持が図られるよう配慮するものとする。

二 保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置

(第 65 条関係)

国は、原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害

が将来発生した場合においては、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずるため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

### 三 再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置 (第 66 条関係)

国は、原子力災害からの福島復興及び再生に関する国の施策として、再生可能エネルギーの開発及び導入のため必要な財政上の措置、エネルギーの供給源の多様化のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

### 四 復興交付金その他財政上の措置の活用 (第 67 条関係)

1 国は、原子力災害からの福島復興及び再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興交付金その他東日本大震災からの復興のための財政上の措置を、府省横断的かつ効果的に活用するものとする。

2 内閣総理大臣は、復興交付金その他東日本大震災からの復興のための財政上の措置の府省横断的かつ効果的な活用に資するため、福島の地方公共団体の要望を踏まえつつ、必要な予算を一括して要求し、確保するとともに、原子力災害からの福島復興及び再生に活用することができる財政上の措置について、政府全体の見地から、情報の提供、相談の実施その他の措置を講ずるものとする。

### 五 住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等 (第 68 条関係)

1 国は、健康管理調査その他原子力災害から子どもをはじめとする住民の健康を守るために必要な事業を実施することを目的として地方自治法第 241 条の基金として福島県が設置する基金について、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 福島県は、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための事業を行うときは、1 の福島県が設置する基金を活用することができるものとする。

3 国は、福島の地方公共団体が原子力災害からの復興及び再生に関する施策を実施するための財源を確保するため、原子力被害応急対策基金その他地方自治法第 241 条の基金として福島の地方公共団体が設置する原子力災害からの復興及び再生のための基金の更なる活用のため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることができるものとする。

### 六 復興大臣による適切かつ迅速な勧告 (第 69 条関係)

復興大臣は、福島の置かれた特殊な諸事情に鑑み、この法律に基づく原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策を円滑かつ迅速に実施するため、復興庁設置法の規定により適切かつ迅速に勧告するものとする。

## 第六 その他

### 一 課税の特例に関する検討の明示

(附則第2条関係)

この法律の施行後3年以内に行われるこの法律の規定の検討において、課税の特例を含めて検討することを明示すること。

### 二 その他

その他所要の規定を整備すること。